

中央会バリュー倶楽部をご紹介いただける方について

全国中小企業団体中央会

平素より本会事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、中央会バリュー倶楽部をご紹介いただける方について、適用範囲を以下の通り定めさせていただきましたのでお知らせいたします。

紹介者の範囲

全国中小企業団体中央会が提供する福利厚生制度「中央会バリュー倶楽部」の紹介者の範囲は、以下のとおりとする。

1. 都道府県中小企業団体中央会
2. 本制度を導入している都道府県中小企業団体中央会傘下の会員団体
3. 全国中小企業団体中央会傘下の会員団体
4. 保険代理店
5. 弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士等の士業者、もしくは医師、看護師等の師業者からなる団体または上場企業で、事前に本制度を担当する福利厚生代行会社が推薦し、全国中小企業団体中央会が審査の上、承認・登録した団体または企業

【5. の必要書類】

- (1) 本制度を担当する福利厚生代行会社の推薦書
- (2) 団体または企業の事業概要書（パンフレット可）
- (3) 定款
- (4) 直近3年間の決算関係書類
- (5) 反社会的勢力ではないことの誓約書